

松戸市立小金中学校 部活動活動方針

学校教育目標

自学・自律・共生

めざす生徒像

自ら学び考える生徒

仲間を思いやり、協力する生徒

努力を欠かさず、行動する生徒

I 活動方針

1 目的

学校教育目標及びめざす生徒像の実現に向け、異年齢集団による自主的・自発的な活動を通して、生涯にわたり運動や文化に親しむ能力や態度を育てる。

身に付けられる資質能力

- | | | |
|------------|---------------|----------------|
| ○豊かな人間性 | ○明るく充実した学校生活 | ○一人一人の個性 |
| ○豊かな人間関係 | ○想像力・創造力・表現力 | ○あきらめない心、粘り強い心 |
| ○責任感・帰属意識 | ○規範意識・社会性・協調性 | ○充実感・達成感・自己肯定感 |
| ○連帯感・団結力 | ○リーダー性・寛容性 | ○体力の向上や健康の維持 |
| ○専門的な知識・技能 | ○ボランティア精神 | ○地域との交流 |

2 運営方針

(1) 適切な運営のための体制整備

- ① 顧問は、毎月の活動計画等を生徒・保護者に知らせる。
- ② 顧問は、年間を見通した活動日や大会予定等を生徒・保護者に知らせる。
- ③ コロナ対応年度とし、適宜状況に応じて対策を取る。

(2) 適切な指導

- ① 部活動の目的・目標を部員、顧問、保護者で共有する。
- ② 顧問の経験則のみにとらわれない、科学的な練習・トレーニングを取り入れる。
- ③ 長時間にわたる練習量重視の活動から、短時間であっても効率的な練習の在り方を今まで以上に追求する。
- ④ コーチングの手法を取り入れ、対話を重視した指導を行う。
- ⑤ 生徒の自主性・個性を尊重した指導を行う。
- ⑥ 体罰・パワハラ・セクハラの根絶を徹底する。

(3) 適切な休養日と活動時間

生徒の心身の健全な発達及び家庭学習時間や家族と過ごす時間を確保すると共に、教員の本務である授業準備・教材研究の時間の確保や顧問の健康保持を保証するために、適切な休養日と活動時間を設定する。

① 休養日

平日は週に1日以上、土日・祝日（以下休日という）は週に1日以上の休養日を設定することを原則とする。ただし、競技等の特性、施設利用面の制約、大会日程等を考慮し、柔軟に休養日を設定することを可とする。この場合においても、少なくとも年間100日程度の休養日を設定することとする。そのときには、平日と休日の休養日の日数がほぼ均等になるように配慮する。

【補足事項】

- ア 長期休業中についても、上記に準ずる。また、長期の休養日も設ける。
- イ 大会等で、休日に休養日を設定ができなかった場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ウ 平日の休養日について、同一日の朝と放課後を休養することが望ましいが、各部活動の実情に応じて、朝と放課後を別々の日として設定できるものとする。
- エ 学校全体で諸活動停止日を定め、その日は原則として朝練習のみの活動とするか部活動一斉休養日とする。
- オ 直前・直後に大会・コンクール等を控え、諸活動停止日に活動しようとする場合には、事前に校長の承認と保護者の承諾を得ることとする。

② 活動時間

原則として、平日の朝と放課後を合わせた活動時間の上限を2時間程度、休日の活動時間の上限を3時間程度とし、週当たり16時間程度を超えない範囲で設定することとする。また、日没の状況により、季節ごとに完全下校時間を定める。

【補足事項】

- ア 活動時間には、準備、片付け、移動に掛かる時間を含まないものとする。
- イ 顧問の了承が得られた日に限り、競技力向上・技能向上を目指す生徒のために、一定時間の活動時間延長を可とする。なお、競技力向上・技能向上のための活動への参加は任意参加とし、参加を強制してはならない。また、不参加であることのみを理由に大会等の登録メンバーから外す等、不参加の生徒が不利益な待遇を受けることのないよう留意する。
- ウ 直前・直後に大会・コンクール等を控え、正規の活動時間を延長して活動しようとする場合には、事前に校長の承認と保護者の承諾を得ることとする。

(4) 学校のサポート体制

- ① 複数の教職員が活動を見守る体制を作る。
- ② 顧問会議・部長会議を開催し、自主的・自律的な活動を推進する。
- ③ 顧問間の情報交換を日常的に行う。

(5) 学校・家庭・地域の連携

- ① 年度始めの部活動保護者会等において、学校の方針を周知し、保護者の理解を得るように努める。
- ② 練習試合の交通費や活動に掛かる諸経費等について、年度初めに概算を保護者に示すとともに、年度末には会計報告等の作成により説明する。
- ③ 部内行事の運営や会計管理等において、顧問と保護者は協力し合う。
- ④ 保護者に、生徒の体調管理（睡眠、食事等）への協力を依頼する。
- ⑤ 必要に応じて、地域人材や松戸市スポーツ指導者バンクの外部指導者を活用する。

(6) 事故防止と安全配慮

- ① 健康観察を十分に行い、生徒の体調管理及び怪我の防止に努める。
- ② 部活動における安全管理、安全指導は、登下校を含み慎重をきたす。
- ③ 気象状況、災害発生に伴う安全確保を行う。
- ④ 熱中症の防止に関しては、「スポーツ活動中の熱中症予防5ヶ条」や「熱中症予防運動指針」などを参考に適切に対応する。
- ⑤ 事故が発生したら、迅速かつ丁寧な対応を心がけ、管理職・保護者に報告を行う。
緊急時の対応については、生徒の生命・安全を最優先する。
 - ア 重篤な事故が発生した場合（心肺停止、骨折等）
 - ㊦ 応急処置（AED等）を行うとともに、速やかに救急要請を行う。
 - ㊧ 保護者と管理職に連絡を行う。
 - イ 体調不良・怪我等で、校外から自宅に帰宅させる場合
 - ㊦ 保護者に連絡をとり、迎えに来てもらうことを原則とし、顧問の自家用車での送迎は行わない。
 - ㊧ 保護者に連絡がつかない場合には、必ず大人の目が届く場所で休ませ、引き続き保護者に連絡をとる。
 - ㊨ 症状に改善が見られず、保護者への連絡もとれない場合は、顧問が責任を持って解散場所または自宅に送り届ける。
 - ㊩ 大会・練習試合等で他校職員がいる場合は、協力を要請し、生徒の安全に配慮した対応を行う。
 - ウ 事前の対策として、保護者と確認しておきたい事項
 - ㊦ 休日の部活動（特に校外での活動）時に、保護者と確実に連絡がとれる手段
 - ㊧ 休日の部活動（特に校外での活動）時に、生徒が体調不良になった場合には、原則として保護者に迎えに来てもらうこと。
 - ㊨ 出発前に家庭で健康観察を行い、体調不良の場合には無理をせず、自宅で休養させること。

II 活動規約

1 部活動設置基準

- (1) 各年度において、顧問が1名以上、活動を希望する生徒が複数名在籍し、活動場所が確保できる場合に設置できる。
- (2) 新たに部活動を開設するためには、上記の基準を満たし、職員会議で協議し、最終的に校長が承認することを要する。

2 入退部・兼部

- (1) 顧問は、入部希望者に活動内容や活動方針等を丁寧に説明し、生徒はそれをよく理解したうえで入部するものとする。
- (2) 入部するときは、生徒は所定の入部届に必要な事項を記入し、保護者押印のうえ、顧問及び担任に提出する。
- (3) 原則3年間継続とし、2・3年生は毎年4月に入部届を提出する。
継続せず、入部届を提出しない場合は、退部届を提出する。
- (4) 事情により退部するときは、生徒は事前に保護者・顧問・担任と相談し承諾を受けて、退部届を顧問に提出する。
- (5) 兼部の可否については、その都度顧問会議で決定する。

3 部活動協議会（部長会）

- (1) 部活動担当職員の指導の下に、学期に1回以上部活動協議会（部長会）を開催し、活動上の課題やより良い運営等について話し合う。決定事項は、部長が部員に周知徹底させる。
- (2) 部活動協議会（部長会）に、部長会長1名、副会長2名を置く。

4 活動について

活動については、運動部は「松戸市 運動部活動の指針」に則り、部員の健康安全を第一に活動を計画する。文化部も健康安全・活動時間等は運動部と同様に考える。

- (1) 活動は、原則として顧問がついて指導する。顧問が学校不在の場合は、原則として活動は行わない。

(2) 休養日の設定

- ① 平日は週に1日以上、土日・祝日（以下休日という）は週に1日以上の休養日を設定することを原則とする。ただし、競技等の特性、施設利用面の制約、大会日程等を考慮し、柔軟に休養日を設定することを可とする。この場合においても、少なくとも年間100日程度の休養日を設定することとする。そのときには、平日と休日の休養日の日数がほぼ均等になるように配慮する。
- ② 学校全体で下記㉠～㉣の諸活動停止日を定め、その日は原則として朝練習のみの活動とするか部活動一斉休養日とする。
 - ㉠ 各学期の終業式（朝練習のみ可）
 - ㉡ 入学式、卒業証書授与式
 - ㉢ 定期テストの5日前からテスト当日までの期間（テスト2日目を含む）

- ㊤ 課業期間中の職員会議が開催される日（朝練習のみ可）
 - ㊦ 課業期間中の全職員参加の職員研修が開催される日（朝練習のみ可）
 - ㊧ 千教研開催日（朝練習のみ可）
 - ㊨ 夏季休業中の学校閉庁日（8月の指定された連続5日間）
 - ㊩ 冬季休業中の学校閉庁日（12月29日～翌年1月3日の連続6日間）
- ③ 長期休業中の平日休養日等は、休日休養日として扱うことができる。

(3) 諸活動停止日における活動の特別許可

直前・直後に大会・コンクール等を控え、諸活動停止日に活動しようとする場合には、事前に校長の承認と保護者の承諾を得ることとする。

- ① 大会・コンクール等は、次のものを基準とする。

ア 運動部

松戸市教育委員会主催大会

千葉県小中学校体育連盟（各支部）主催大会

中学校総合体育大会（市予選，県大会，関東大会，全国大会）

中学校体育大会・通信陸上大会（市内大会，県大会，関東大会，全国大会）

中学校水泳大会（市内大会，県大会，関東大会，全国大会）

東葛駅伝大会，東葛サッカー大会

※上記大会のシード権につながる大会を含む。

イ 文化部

松戸市教育委員会主催コンクール・行事

協会・連盟主催コンクール（地区予選，県予選，県本選，関東大会，全国大会）

- ② 特に，定期テストの5日前からテスト当日（1日目）までの期間に活動する場合には，活動時間を1時間程度に留め，十分な学習時間を保証する。

- ③ 諸活動停止日における活動は任意参加とし，参加を強制してはならない。また，不参加であることのみを理由に大会等の登録メンバーから外す等，不参加の生徒が不利益な待遇を受けることのないよう留意する。

(4) 活動時間

- ① 原則として，平日の朝と放課後を合わせた活動時間の上限を2時間程度，休日の活動時間の上限を3時間程度とし，週当たり16時間程度を超えない範囲で設定することとする。

- ② 顧問の了承が得られた日に限り，競技力向上・技能向上を目指す生徒のために，平日+1時間以内，休日+3時間以内の活動を可とする。ただし，この場合も最終下校時間を超えることはできない。なお，競技力向上・技能向上のための活動への参加は任意参加とし，参加を強制してはならない。また，不参加であることのみを理由に大会等の登録メンバーから外す等，不参加の生徒が不利益な待遇を受けることのないよう留意する。

- ③ 平日の朝練習の活動時間は，準備・片付けを含めて7:00～8:00とする。

- ④ 放課後の活動時間は，諸活動開始時間から最終下校時間の15分前までとし，最終

下校時間までに全部員が正門を通過すること。

- ⑤ 日没の状況により、季節ごとに最終下校時間を下表のように定める。

4月	5月 ～8月	9月	10月	11/1 ～1/18	11/19 ～1/14	1/15 ～1/31	2月	3月
18:15	18:30	18:00	17:30	17:15	17:00	17:15	17:30	18:00

- ⑥ 短縮日課等により、諸活動開始時間が早い日は、活動終了時間も早めるなどの配慮をする。

- ⑦ 長期休業中の活動時間は、休日の活動時間を基準とする。

(5) 最終下校時間延長の特別許可

直前・直後に大会・コンクール等を控え、最終下校時間を延長して活動しようとする場合には、事前に校長の承認と保護者の承諾を得ることとする。

- ① 大会・コンクール等は、(3)の①に示したものとする。
- ② 最終下校時間の延長が認められるのは、当該大会・コンクール等の3週間前からの活動日の中で最大10日間とし、延長時間は30分を上限とする。
- ③ 最終下校時間延長における活動は任意参加とし、参加を強制してはならない。また、不参加であることのみを理由に大会等の登録メンバーから外す等、不参加の生徒が不利益な待遇を受けることのないよう留意する。

(6) 大会・コンクール等の参加について

校長は、部活動で参加する大会・コンクール等を把握し、週末等に開催される様々な大会に参加することが、生徒・保護者・顧問の過度な負担にならないよう、参加する大会・コンクール等を精査する。

- ① 大会に参加する際は、校長の承認を得たうえで、保護者の承諾を得る。
- ② 特に、(3)の①に示した大会・コンクール等以外のものへの参加の可否については、慎重に検討したうえで決定する。

(7) 宿泊を伴う活動について

宿泊を伴う活動については、校長の承認後、保護者の承諾を得た後に、市教委の許可を得て実施する。

- ① 宿泊を伴う活動については、保護者の負担等を考え計画的に行ない、一泊を基本に年1回程度とする。
- ② 実施の2週間前までに、「許可申請」を市教委に提出し、許可を得る。したがって、顧問は十分に時間の余裕をもって校長に相談する必要がある。